



消毒用アルコールの取扱いに 注意しましょう！



手などを消毒する際に使う機会が多くなっている消毒用アルコールは、消防法上の危険物に該当しています。アルコールから発生する可燃性の蒸気は、空気より重く引火しやすいなどの危険性があります。不用意に火気に近付くと引火し、アルコール類の炎は青白いため、周囲の照明によっては見えにくく、事故や火災につながってしまう可能性があります。近くで火気を使用したり、容器を落とすなど乱暴に取扱いせず、適正に管理することが大切です。使う際には十分注意しましょう。



消毒用アルコールの安全な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消毒用アルコールを使用する機会が増えています。一般に消毒用アルコールの物性として、次の特徴があります。

アルコールの火災予防上の特徴

- 火気に近づけると引火しやすい。
- アルコールから発生する可燃性蒸気は、空気より重く、低いところにたまりやすい。

このため、ご家庭や事業所などにおいて、消毒用アルコールを使用する場合、下記に示す火災予防上の一般的な注意事項に十分注意の上、安全に取り扱ってください。

火災予防上の一般的な注意事項

☆ 消毒用アルコールを使用するときは、火気の近くで使用しないようにしましょう。



☆ 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意しましょう。また、詰め替えた容器に“消毒用アルコール”や“火気厳禁”などの注意事項を記載してください。



☆ 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所は避けましょう。



☆ 消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えることのないように気をつけてください。



☆ 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰め替えなどにより、アルコールの可燃性蒸気が滞留するおそれがある場合には、通気性の良い場所や換気が行われている場所で行いましょう。また、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧を行うことは避けましょう。



緊急自動車の緊急走行にご協力をお願いします

救急車や消防車などの緊急自動車が緊急走行しているときには、速やかに道を譲るようご協力をお願いします。

緊急自動車とは？

火災現場や医療機関へ搬送時などの緊急用務を遂行するために赤色の警告灯（回転灯）をつけてサイレンを鳴らして走行している車両のことです。（道路交通法39条同法施行令第14条規定）

サイレンが鳴っています

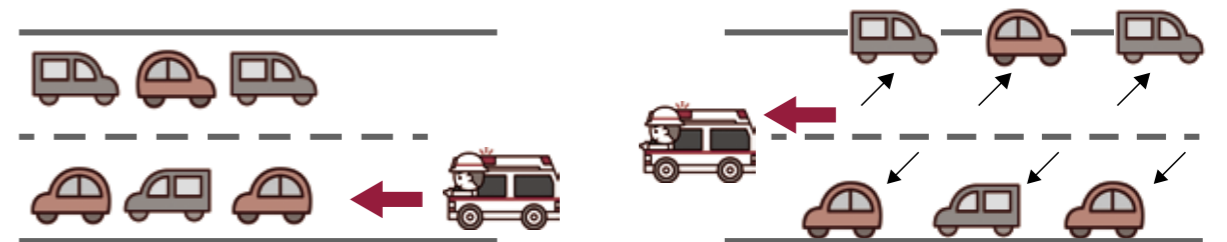


赤色の警告灯（回転灯）がついています

緊急自動車が近づいてきたときの対応

緊急自動車が緊急走行で接近してきた場合、基本的に左側に寄って緊急自動車に道を譲らなければなりません。道路交通法では次のように対応を定めています。

- ・交差点またはその付近の場合（道路交通法第40条1項）
交差点を避けて、かつ道路の左側（一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急車両の通行を妨げることになる場合は、道路の右側）に寄って一時停止しなければならない。
- ・交差点またはその付近以外の場合（道路交通法第40条2項）
道路の左側に寄って、緊急自動車に進路を譲らなければならない。



緊急自動車が近づいてきたら…

基本的に左側に寄って道を譲りましょう

緊急自動車に進路を譲らなかったら？

緊急自動車に対する進路妨害には、おもに2つの違反があります。

- ・緊急車妨害等違反
道路交通法第40条「緊急自動車の優先」および第41条の2「消防用車両の優先」により、一般車は緊急自動車が来たら交差点を避けて一時停止し、緊急自動車を優先することが義務付けられています。
罰則金：5,000～7,000円 違反点数：1点
- ・本線車道緊急車妨害違反
道路交通法第75条の6「本線車道に入る場合等における他の自動車との関係」により、一般車は緊急自動車が本線車道に入出入りすることを妨げてはならないと義務付けられています。
罰則金：5,000～7,000円 違反点数：1点

緊急自動車が迅速かつ安全に走行できるよう、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ■ 消防本部 ☎54-0119